



品川区Twitter
 アカウント
 shinagawacity



スマートフォン用

※機種によっては正しく表示されない場合があります。

〒140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

7月31日

投票時間は
 午前7時
 ～
 午後8時

選挙権年齢は
「満18歳以上」
 です

東京都 知事 選挙 投票日



平成27年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
 品川区選挙管理委員会委員長賞
 こまつようせい
 小松陽生さん
 (小山台小学校4年)

品川区で投票できる方

品川区で投票するには品川区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。今回の東京都知事選挙で新たに品川区の選挙人名簿に登録される方は、平成10年8月1日以前に生まれ、平成28年4月13日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住所を有する方です。4月14日以後に転入の届け出をした方などは、次の表をご覧ください。

今回の選挙で投票できる方・できない方		投票できます		
		今の住所の投票所で	前の住所の投票所で	
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方		○	○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	○	○	
		6月24日以前に転居届をした方	○	
		6月25日以後に転居届をした方	○	
品川区に転入した方	4月13日以前に転入届をし、引き続き住所を有する方	○	○	
	4月14日以後に都内の前住所地から転入届をした方 (前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を3月14日以前に転出した方	投票できません	
		前住所地を3月15日～3月30日に転出した方	△*1*2	
	前住所地を3月31日以後に転出した方	○*2		
品川区から転出した方	4月14日以後に都外から転入届をした方		投票できません	
	4月13日以前に都内の新住所地に転入届をし、引き続き住所を有する方	○	○	
	4月14日以後に都内の新住所地に転入届をした方 (品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	品川区を3月14日以前に転出した方		投票できません
		品川区を3月15日～3月30日に転出した方		△*3*4
品川区を3月31日以後に転出した方			○*4*	
	都外へ転出した方		投票できません*5	
平成10年8月2日以後に生まれた方			投票できません	

※「転出」した日は、転出の届け出をした日ではなく、実際に異動した日です。
 *1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
 *2 住所の移転は1回に限ります。投票には、品川区が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)などが必要です。
 *3 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。
 *4 住所の移転は1回に限ります。投票には、新住所地の区市町村が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)などが必要です。
 *5 品川区の選挙人名簿に登録があり、7月15日以降に都外へ転出する方は、転出する前であれば期日前投票または選挙日当日の投票ができます。

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

期日前投票期間7月15日(金)～30日(土)

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。

期日前投票はどの期日前投票所でもできます。

期日前投票の注意
 期日前投票をご利用の際は、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の記入が必要です。また、「投票所入場整理券」がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

期日前投票期間が区役所と地域センターで異なりますのでご注意ください

場所	期間	時間
品川区役所 (第二庁舎6階261会議室)	7月15日(金)～30日(土)	午前8時30分～午後8時 ※土・日曜日、祝日も受け付けます
地域センター (13カ所)*	7月24日(日)～30日(土)	

* 地域センターでは、平日の午後5時以降と土・日曜日は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845 Fax5742-6894

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の氏名が記載されている入場整理券をお持ちください。万一紛失しても、今回の選挙で投票できる方・できない方の「投票できます」に該当する方は投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を発行します。
各家庭には、7月23日(土)頃までにお配りします。
 届かない場合は、品川区選挙管理委員会までご連絡ください。地域センター・文化センター・図書館にも配置します。また、東京都選挙管理委員会ホームページ (<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>) に掲載されます。

投票所では

●投票所での注意

- 投票所にペットを連れ込むことは、ほかの方に迷惑がかかる恐れがありますのでご遠慮願います。
- 投票所内に一定のルールのもと、子ども(18歳未満)を同伴させることができます。
- 投票所の中で、大声を出したり、ほかの方の投票の妨げになるなど、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがある場合は入場をお断りすることもあります。

●高齢者や体の不自由な方のために

- 品川区選挙管理委員会では、投票する方の負担を少しでも軽減し、気持ちよく投票していただくために、次のことを実施しています。
- 投票所の段差を解消するために、スロープを設置しています。
 - 各投票所に車いすを配置しています。どなたでも利用できますので、お気軽に係員までお申し出ください。
 - 各投票所には、車いすの方や体の不自由な方のために高さの低い記載台を用意しています。
 - 拡大鏡、老眼鏡、点字器を用意しています。
 - 言葉が不自由な方や耳が不自由な方のために、投票に関するやりとりができるコミュニケーションボードと文字を書いてやりとりができるホワイトボードを用意しています。

投票用紙に記入する際の注意

- 投票用紙には、候補者1人の氏名をはっきりお書きください。
- 投票記載所には、候補者の氏名が掲示されています。記入する前にもう一度お確かめください。
- 書き間違えたときは、2本線で消して横に書き直してください。
- 候補者1人の氏名以外に他のことを記入すると無効になることがあります。

■無効になる例

候補者の氏名以外に、文言や符号などを記入すると無効になります。

甲@
山@
乙@
男@

1枚に2人以上の候補者の氏名を書くと無効になります。

乙 甲
山 山
丙 乙
吉 男

代理投票・点字投票

障害があるなどの理由で投票用紙への記入が困難な(自書できない)方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

目が不自由な方は、点字で投票ができます。投票所には、点字器を用意しています。

不在者投票

●滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在先、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙等一式を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は区ホームページからダウンロードもできます。

●病院などでする不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームなどにお問い合わせください。

※区内の指定施設は区ホームページでも確認できます。

●郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方

表1にあてはまり、投票用紙に自書できる方は、郵便や信書便で投票ができます。投票にはあらかじめ品川区選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

【表1】

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

代理記載が認められる方

表1、表2ともにあてはまる方は、あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

【表2】

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症



投票日のおでかけは、投票所経由で!

東京都知事選挙の 情報をお知らせします

品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

問い合わせ / 品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845 Fax5742-6894